

大牟田市空き家家財道具整理等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家の利活用及び流通を促進することを目的とするとともに、住宅セーフティネットの充実に寄与することを目的とし、空き家の家財道具の整理等に要する経費に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 空き家

市内に建築された戸建ての住宅(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が存在する併用住宅を含む。)であって、1年以上居住その他の使用がなされていないものをいう。

二 家財道具

家具や衣類など空き家内の居住の用に供する部分に残された残置物をいう。

三 所有者等

空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却若しくは賃貸等を行うことができる個人をいう。

四 住みよかネット

大牟田市居住支援協議会が運営する住宅確保要配慮者向けの空き家情報登録サイトをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、空き家の所有者等とする。ただし、第9条に基づく実績報告の前に以下のいずれかを行うものとする。

一 宅地建物取引業者と当該空き家に関する媒介契約の締結

二 当該空き家の売買契約及び賃貸借契約の締結(ただし、空き家の所有者等の3親等以内の親族との締結を除く。)

三 住みよかネットへの登録

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

一 市税を滞納している者

二 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の構成員(同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))

三 補助対象となる空き家の除却に関わる助成金の交付を受ける予定のある者

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

一 家財道具の分別及び敷地内の移動に係る代行事業者への委託料

二 居住の用に供する部分の清掃に係る代行事業者への委託料

三 前2号の委託料に含まれる一般廃棄物処理手数料(指定ごみ袋・大型ごみ指定シール購入費に限る。)

四 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)により指定された家電製品のリサイクル料金及びその収集運搬料金

五 その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)以内とし、200,000 円を限度とする。

2 前項の補助金の交付は、同一の空き家につき1回とする。

(交付申請)

第6条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 補助対象経費の見積書の写し
- 二 事業実施前の室内の状況がわかる写真
- 三 空き家の登記事項証明書の写し(未登記の場合は固定資産税の評価証明書)
- 四 空き家の所有者と申請人の関係が分かる書類(所有者と申請者が違う場合のみ)
- 五 市税の滞納がないことを証明する書類
- 六 暴力団排除条項に基づく誓約書兼照会承諾書(別紙1)
- 七 その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに補助金交付変更(中止)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付変更(中止)決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定のあった年度末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 補助対象経費に係る領収書の写し
- 二 事業完了後の室内の状況がわかる写真
- 三 宅地建物取引業者との空き家に関する媒介契約書の写し、空き家の売買契約書または賃貸借契約書の写し、住みよかネットの掲載ページの写しのいずれか
- 四 その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときはその全部又は一部の返還を命じることができる。

一 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

二 この要綱の規定に違反したとき。

三 補助金交付確定通知日から2年以内に補助対象となった空き家を解体したとき。

四 前3号のほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知し、既に交付した補助金の返還を命ずるときは、補助金返還通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(申請書等の様式)

第 13 条 この要綱の規定により市長に提出する申請書等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。